

2019年3月1日

日本機械輸出組合
海外 PL 委員会

中華人民共和国「消費品リコール管理規定」（意見募集稿）についてのコメント

日本機械輸出組合（Japan Machinery Center for Trade and Investment）は、1952年に、機械貿易・投資の健全な発展を図るべく設立された非営利団体です。構成メンバーは電子・電気機器、事務機械、産業機械等の製造業、及び、商社、エンジニアリング会社などの貿易業等、幅広い機械製品の輸出や投資を行っている大手企業、中堅企業241社です。

当組合の海外 PL 委員会では、主に日本と海外における製造物責任（Product Liability）、製品事故報告、製品リコールに関する検討を行っております。この度、国家市場監督管理総局にてパブリック・コメントが実施されている「消費品リコール管理規定案」について、下記のとおりコメントを提出いたします。

1. 法の運用

- 1) 本案成立後、法の運用にあたっては、公平で透明性のある運用をお願いしたい。
- 2) 本案で事業者の責務として不明な点はガイドライン等で明確に示したうえで施行していただきたい。

例) 国外リコールの報告に関する報告期限（第10条）

- 3) 地方当局も含め、欠陥調査やリスクアセスメントに関する技術力を高め、合理的な運用をお願いしたい。
- 4) 海外諸国と比べ貴国の運用のみ突出した対応にならないようにしていただきたい。
例) 海外における、同一仕様の製品の是正措置を参考にしていただきたい。
- 5) 本法の施行日は、上記の運用が確保されるよう考慮したうえで設定していただきたい。

2. 本案の規定

- 1) 第10条の報告期限について

【第10条】

製造者、事業者は、生産又は経営する消費者製品について、人身の死傷、重大な財産損失をすでに引き起こした、又は、死亡、重篤な疾病、重篤な人身傷害、重大な財産損失を引き起こすリスクが存在する恐れを知った場合、24時間以内に、所在地の市場監督管理部門に報告しなければならない。（以下略）

【意見】

上記 24 時間以内の報告期限については、遵守を確保するためには短すぎる。
例えば、1 回目の意見募集稿である 2018 年草案（缺陷消费品召回管理规定）第 16 条に規定されていた「5 営業日」を適用していただきたい。

【理由】

報告期限が製品の安全基準違反や製品リスクの確知を起点とする場合とは異なり、製品の事故については、事故内容の確認に要する時間や、中国国外との連絡が必要となる場合があり、時差等も考慮すると、24 時間以内の報告期限を遵守することは実務上相当難しい。

2) 第 11 条について

【第 11 条】

消費者製品に欠陥が存在するか否かの確認が行えない場合、製造者は、速やかに有効な措置を講じて、関連するリスクを低減又は予防しなければならない。併せて、所在地の市場監督管理部門に速やかに報告しなければならない。（以下略）

【意見】

本条において想定する事態がどのようなものか不明であり、対応が困難なため、具体的、明確な内容に見直していただきたい。

【理由】

製品の減損や使用者による廃棄等により欠陥の存在が確認できない場合もあり、欠陥の存在が確認できないままリスク低減、予防措置を講じることは実務上難しい。

以上

本件連絡先

日本機械輸出組合

担当 宮脇

E-mail: miyawaki@jmcti.or.jp

TEL: +81-6-6252-5781